

# 資 料

- 愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿・条例
- 愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿・設置要綱
- 障がい者手帳所持者数
- 障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系
- 相談支援体制
- 障害福祉サービス等の概要
- 地域生活支援事業等の概要
- 愛媛県障がい者ニーズ調査結果 概要



愛媛県障がい者施策推進協議会 委員名簿

(任期：令和2年11月21日～令和4年11月20日)

選任部門	氏 名	現 職
学 経 験 識 者	秋 山 昌 江	聖カタリナ大学教授
	西 嶋 真理子	愛媛大学医学部（看護学科）教授
	定 松 修 一	愛媛県理学療法士会前会長
	黒 田 典 生	日本精神科病院協会愛媛県支部長
障がい者・障がい 者自立及び社会 参加事業関係者	河 内 修 二	愛媛県身体障害者団体連合会会長
	公 原 憲 代	松山手をつなぐ育成会副会長
	大 岩 金 司	愛媛県精神障害者福社会連合会会長
	笠 松 美智子	愛媛県ホームヘルパー協議会会長
	長 尾 百 合	愛媛県身体障害者施設協議会会長
	芳 野 妙	社会福祉法人福角会「松山福祉園」園長
	堀 尾 寿 之	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部愛媛障害者職業センター所長
	丹 下 徳 子	愛媛県立今治特別支援学校校長
行 関 係 政 者	石 川 勝 行	愛媛県市長会会長（新居浜市長）
	佐 川 秀 紀	愛媛県町村会会長（砥部町長）
	高 橋 敏 彦	愛媛県保健福祉部長

愛媛県障がい者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障がい者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

愛媛県障がい者自立支援協議会 委員名簿

(任期：令和元年11月1日～令和3年10月31日)

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	秋 山 昌 江	聖カタリナ大学教授
障がい者 団体 関係者	西園寺 純 一	愛媛県身体障害者団体連合会副会長
	柴 田 徳 子	愛媛県手をつなぐ育成会理事
	喜 安 政 光	松山記念病院家族会「朝美会」 会長
	三 木 由紀子	愛媛県難病等患者団体連絡協議会副会長
支援従事者	加 地 彰 子	特定非営利活動法人ふかふか 相談さぽーと「夢の種」 相談支援専門員
	五 島 裕 子	一般社団法人愛媛福祉研修協会
	丸 田 一 郎	愛媛県精神保健福祉士会顧問
	蒲 池 慎 一	愛媛県立みなら特別支援学校城北分校長
	井 手 浩 二	愛媛県社会福祉事業団 福祉工房いだい清風園長
関係行政 機関職員	若 宮 浩	今治市健康福祉部福祉事務所障がい福祉課長
	三 木 優 子	愛媛県中予保健所長

## 愛媛県障がい者自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県内における障がい者の相談支援の体制（以下「相談支援体制」という。）を構築するとともに、その適正かつ円滑な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、愛媛県障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を取扱う。

- (1) 相談支援体制の構築に関する事。
- (2) 相談支援に従事する人材の育成に関する事。
- (3) 障がい者の地域生活を支援するための社会資源の充実等に関する事。
- (4) 専門的分野における支援方策に関する事。
- (5) その他相談支援体制の適正かつ円滑な運営に関する事。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者の保健・福祉に関する学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者、障がい者等及びその家族
- (3) 障がい者の支援に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、分野又は地域を定め複数置くことができる。

### (守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において処理する。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## ○障がい者手帳所持者数

### 1 県内障がい者手帳所持者数

(各年度末現在、単位：人)

年度	27	28	29	30	元
身体障害者手帳	62,561	62,155	61,879	61,485	60,734
療育手帳	13,044	13,461	13,998	14,389	14,809
精神障害者 保健福祉手帳	7,884	8,530	9,116	9,815	10,678
計	83,489	84,146	84,993	85,689	86,221

### 2 身体障害者手帳所持者の状況

#### (1) 等級別交付状況

(各年度末現在、単位：人)

年度	27	28	29	30	元
1・2級	34,118	34,048	33,802	33,453	34,043
3～6級	28,443	28,107	28,077	28,032	27,691
計	62,561	62,155	61,879	61,485	60,734

#### (2) 年齢別交付状況

(令和2年3月31日現在)

年齢区分	人数	割合
0歳～17歳	921	1.5%
18歳～65歳	13,032	21.5%
65歳以上	46,781	77.0%
計	60,734	100%

## (3) 障がい別交付状況

(各年度末現在、単位：人)

区 分	年度	27	28	29	30	元
視 覚 障 が い	1・2 級	3,492	3,426	3,645	3,393	3,351
	3～6 級	1,848	1,788	1,444	1,790	1,756
	計	5,340	5,214	5,089	5,183	5,107
聴覚又は平衡 機能障害	1・2 級	1,682	1,656	1,782	1,587	1,557
	3～6 級	3,411	3,430	3,493	3,553	3,562
	計	5,093	5,086	5,275	5,140	5,119
音声機能、言語 機能又はそしゃく 機能障害	1・2 級	0	0	0	0	0
	3～6 級	1,560	1,467	1,443	1,511	1,474
	計	1,560	1,467	1,443	1,511	1,474
肢体不自由	1・2 級	15,421	15,129	16,085	14,724	14,216
	3～6 級	31,248	30,328	29,290	30,493	29,750
	計	46,669	45,457	45,375	45,217	43,966
内 部 障 が い	1・2 級	13,749	13,992	14,703	14,010	14,047
	3～6 級	6,995	6,894	6,860	7,330	7,169
	計	20,744	20,886	21,563	21,340	21,216
合 計	1・2 級	34,344	34,203	36,215	33,714	33,171
	3～6 級	45,062	43,907	42,530	44,677	43,711
	計	79,406	78,110	78,745	78,391	76,882

※障がい重複する場合がありますため、合計は実所持者数とは一致しません。

### 3 療育手帳所持者の状況

(各年度末現在、単位：人)

	年度	27	28	29	30	元
18歳未満	重度(A)	919	916	890	882	904
	重度以外(B)	1,938	1,993	2,270	2,246	2,283
	計	2,857	2,909	3,160	3,128	3,187
18歳以上	重度(A)	4,703	4,781	4,814	4,884	4,948
	重度以外(B)	5,484	5,771	6,024	6,377	6,674
	計	10,187	10,552	10,838	11,261	11,622
合計	重度(A)	5,622	5,697	5,704	5,766	5,852
	重度以外(B)	7,422	7,764	8,294	8,623	8,957
	計	13,044	13,461	13,998	14,389	14,809

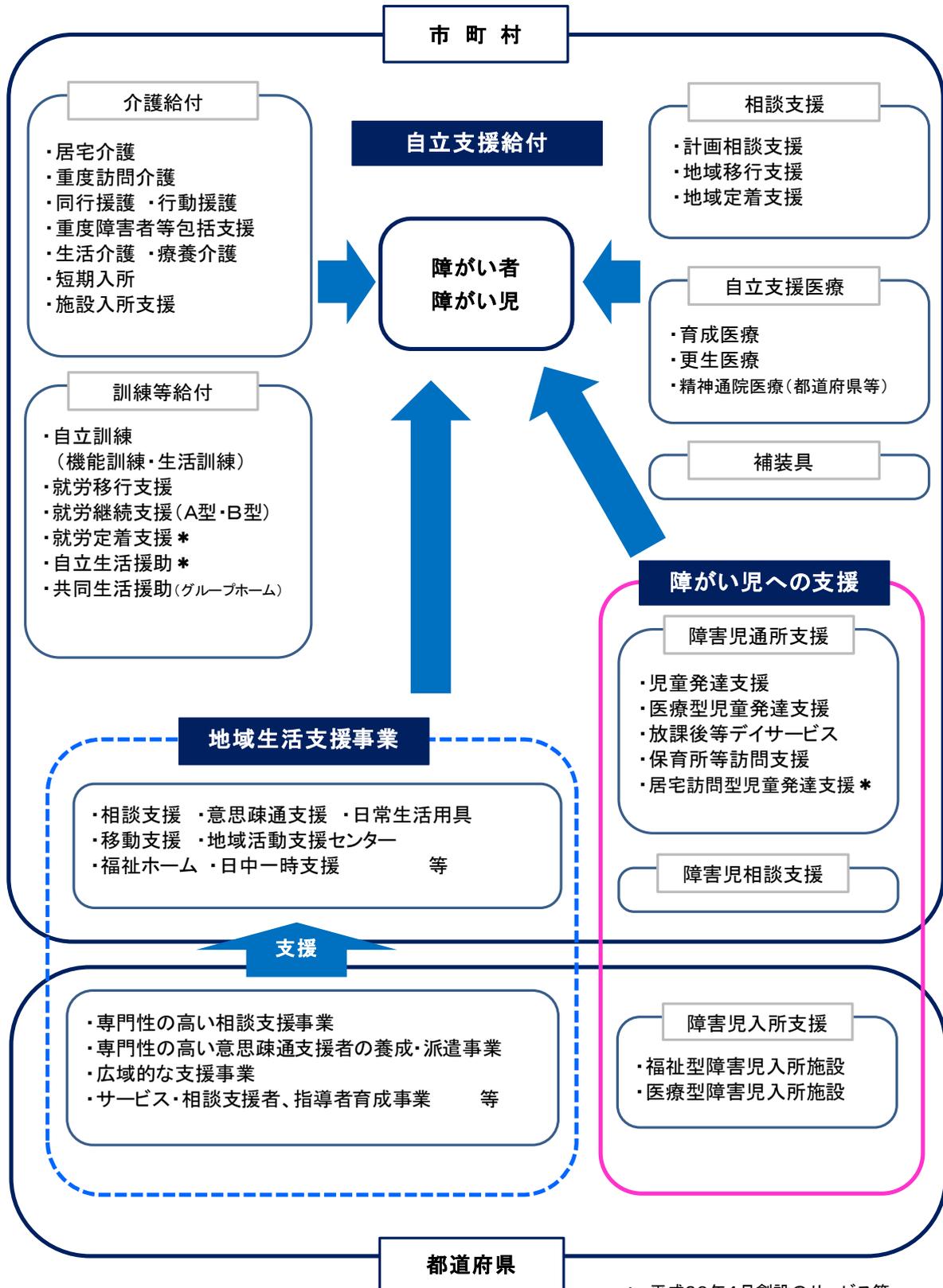
### 4 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

(各年度末現在、単位：人)

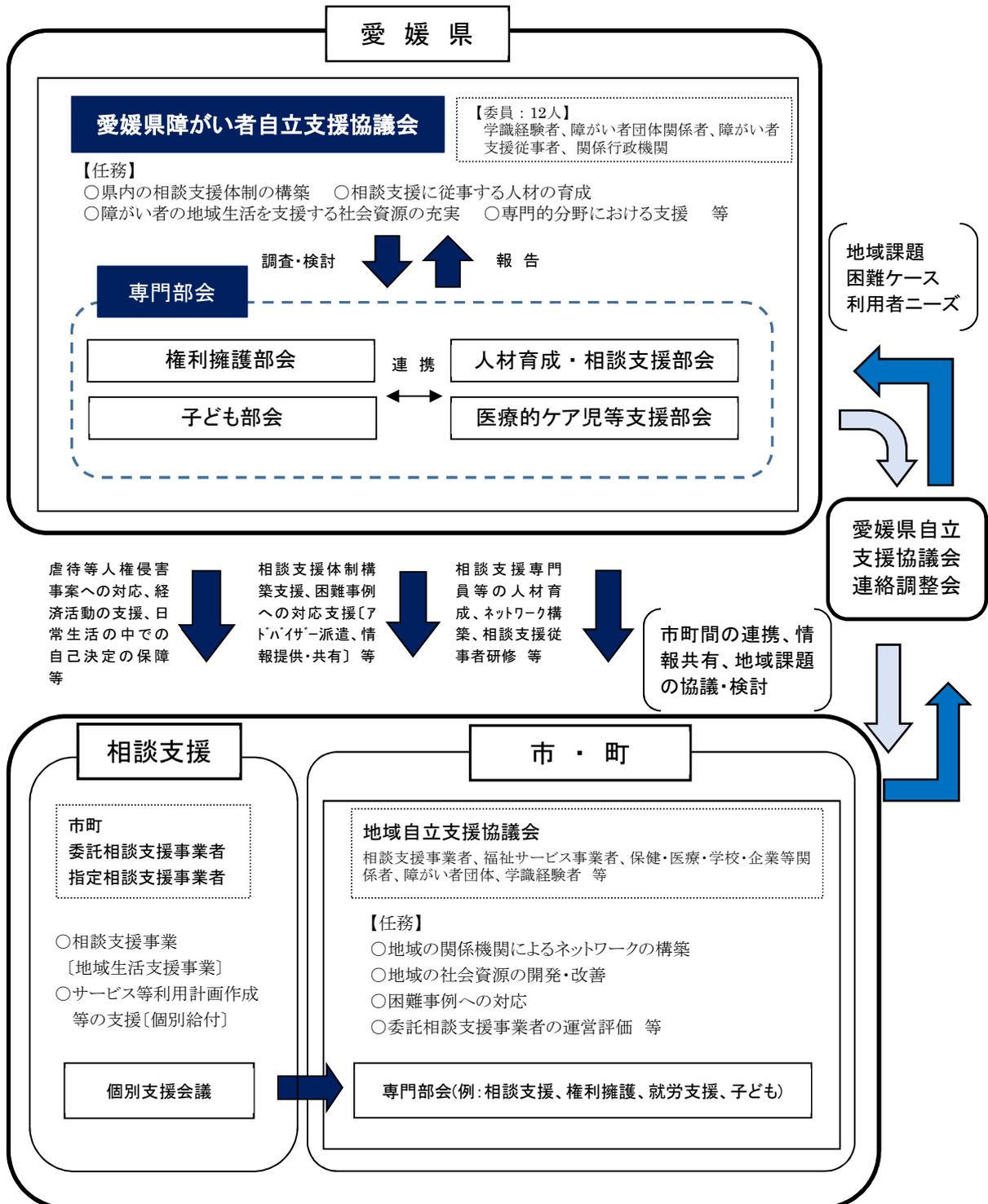
	年度	27	28	29	30	元
手帳所持者	1級	941	978	1,010	1,006	952
	2級	5,716	6,093	6,526	6,990	7,588
	3級	1,227	1,459	1,580	1,819	2,138
	計	7,884	8,530	9,116	9,815	10,678
精神科医療機関 入院患者数		3,881	3,806	3,644	3,637	3,559
精神科医療機関 通院患者数※		20,528	21,473	22,717	23,775	24,701

※精神科医療機関 通院患者数：自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

障害者総合支援法及び児童福祉法における福祉サービス等の体系



# 相談支援体制



## ○障害福祉サービス等の概要

### ■障がい者への支援

区 分	サービスの内容
【訪問系サービス】	
居宅介護	障がい者等に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する障がい者に対し、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する障がい者等で常時介護を要する者に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等でその介護の必要の程度が著しく高い者に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の各障害福祉サービスを包括的に提供する。
【日中活動系サービス】	
生活介護	常時介護を要する障がい者に対し、主として昼間に、障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。
自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定の期間にわたり、生産活動及び職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労及び生産活動の機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

就労定着支援	就労移行支援等の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、一定の期間にわたり、就労を継続するために必要な事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整等や日常生活及び社会生活を営む上で必要な支援を行う。
療養介護	医療を要する障がい者で、常時介護を要する者に対し、主として昼間に、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を行う。
短期入所	居宅において障がい者等の介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者等に対し、障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
【居住系サービス】	
自立生活援助	障害者入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した障がい者に対し、居宅における自立した日常生活を営む上で必要な理解力や生活力を補うため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問等により相談支援や必要な情報提供及び助言等の援助を行う。
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、共同生活を営むべき住居において、主として夜間、相談その他日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、夜間、休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
【相談支援】	
計画相談支援	障がい者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの利用支援及び継続利用支援を行う。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者、矯正施設に入所している障がい者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他支援を行う。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において、単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他支援を行う。

## ■ 障がい児への支援

区 分	サービスの内容
<b>【障害児通所支援】</b>	
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援等を行う。
医療型 児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは指定発達支援医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。
放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児につき、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児につき、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいのある児童であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
<b>【障害児入所支援】</b>	
福祉型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型 障害児入所施設	障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障がい児のうち知的障がいのある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して治療を行う。
<b>【障害児相談支援】</b>	
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、その計画に基づく障害児通所支援の利用に係る支援や見直し等を行う。

## ○地域生活支援事業等の概要

事業名	事業の内容
<b>【専門性の高い相談支援事業】</b>	
発達障がい者支援センター運営事業	発達障がい者等に対する総合的な支援を行うため、発達障がい者支援センターを設置し、相談支援や発達支援、就労支援を行うとともに、関係施設・機関等に対する普及啓発等を行う。
障がい児（者）療育支援事業	在宅の重症心身障がい児（者）や知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支援するため、訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導等を行う。
障害者就業・生活支援センター事業	障がい者に対し、就業面と生活面の支援を一体的に行うため、関係機関と連携し、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等を行う。
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障がい者に対する支援を行うため、支援拠点機関を設置し、専門的な相談支援、地域支援ネットワークの充実、支援手法等に関する研修等を行う。
<b>【専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業】</b>	
手話通訳者養成研修事業	手話通訳者の役割や責務等を理解し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者の養成研修を行う。
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者の役割や責務等を理解し、要約筆記に必要な要約技術を習得した要約筆記者の養成研修を行う。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳と移動の介助を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成研修を行う。
失語症向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者の自立と社会参加を促進するため、失語症者のコミュニケーションの支援等を行う失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行う。
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がいのある方とない方の意思疎通を支援するため、県内の障がい者団体等が主催又は共催する広域的な行事に手話通訳者等の意思疎通支援を行う者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ります。
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションと移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパーの派遣を行う。
<b>【広域的な支援事業】</b>	
障がい者相談支援体制整備推進事業	地域における相談支援体制を整備するため、相談支援に関するアドバイザーを市町に派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整、対応困難な事例についての助言等を行う。
県障がい者自立支援協議会	県下全域における相談支援体制を構築するため、県障がい者自立支援協議会を設置し、市町における相談支援体制整備方策の助言や相談支援従事者研修のあり方の協議等を行う。

【精神障害者地域生活支援広域調整事業】	
地域生活支援広域調整会議等事業	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたっての調整業務を行うため、県、市町、医療関係者、福祉関係者等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を開催する。
地域移行・地域生活支援事業	圏域ごとに、病状が軽快した患者によるピアサポーターを配置し、退院を希望する患者が抱える退院後の生活の不安を解消するための助言等を行う。
【サービス・相談支援者、指導者育成事業】	
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害福祉サービス給付等の事務が、全国一律の基準に基づき、客観的で公平、公正に行われるよう障害支援区分認定調査員、市町審査会委員及び意見書を作成する医師を対象とした研修を行う。
相談支援従事者研修事業	相談支援に従事する者の資質の向上を図るため、初任者及び現任者等を対象に、障がい者ケアマネジメントの手法等についての研修を行うとともに、地域の相談支援体制における中核的な役割を担う主任相談支援専門員を養成する研修を行う。
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修事業	個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者としての必要な専門的知識と技術を取得するための養成研修等を行う。
居宅介護従業者等養成研修事業	障がい者等の多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成研修を行う。
身体障がい者・知的障がい者相談員活動強化事業	相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るため、身体障がい者相談員等を対象とした研修を行う。
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。
手話通訳者指導者養成事業	手話通訳者の養成に関する講師を育成する。
医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修事業	医療的ケア児に関する事業所等における支援者や、各種支援を総合調整するコーディネーターの養成研修を行う。
強度行動障がい支援者養成研修事業	強度行動障がいを有する者に対し、適切な支援を行う職員の養成研修を行う。
精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業	障がい福祉分野と介護分野の双方で精神障がい者の特性に応じた支援が提供できる従事者を養成するための研修を行う。
ピアサポーター養成(スキルアップ)研修事業	精神障がい当事者自身が、自らの体験に基づいて、長期入院精神障がい者等の支援を行うピアサポーターを養成するとともに、質の高いピアサポート活動に取り組むことができるよう養成(スキルアップ)研修を行う。

障がい者虐待防止対策事業 (障がい者虐待防止・権利擁護 研修)	障がい者の権利擁護に係る県民の理解と障害福祉サービス施設管理 者等による主体的な取組みを促進するための研修を行う。
【その他の事業】	
《日常生活支援》	
オストメイト社会適応訓練 事業	疾病等により人工肛門、人工膀胱を造設した者に対し、ストマ用装 具の使用等について正しい知識を伝達するとともに、社会生活に必 要な基本的な事項について相談指導を行う。
音声機能障がい者発声訓練 事業	疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し、食道発 声、人工喉頭、電気発声の訓練を行う。
〔その他の生活訓練等事業〕	
視覚障がい者専門指導 事業	視覚障がい者専門指導員を設置し、視覚障がい者に対し、日常生活 の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
聴覚言語障がい者専門 指導事業	聴覚言語障がい者専門指導員を設置し、聴覚言語障がい者に対し、 日常生活の訓練や諸問題についての相談・指導を行う。
視覚障がい者生活訓練 事業	在宅の中途視覚障がい者に対し、指導員が居宅を訪問し、点字の修 得指導や家事・育児等の指導、歩行訓練等を行う。
難聴者相談訓練事業	中途聴覚障がい者を対象に、医師、聴能士等で構成する相談スタッ フが、県内各地で補聴器装用訓練を行うとともに、生活相談等を行 う。
《社会参加支援》	
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、 手話通訳者を県視聴覚福祉センターに設置する。
字幕入り映像ライブラリー 事業	趣味、教養、記録・報道、ドラマ等各分野において、字幕又は手話 を挿入した貸出用ビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障がい者 からの申込みにより貸出しを行う。
点字広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点字図書やカセ ットテープ、CDにより、「県民だより」や「愛媛のすがた」等を発 行する。
点字即時情報ネットワー ク事業	社会福祉法人日本盲人会連合会から毎日配信される情報を点字で 出力し、利用を希望する視覚障がい者、県視覚障害者協会、盲学校等 に郵送により提供する。
障がい者パソコンボラン ティア養成・派遣事業	障がい者の情報バリアフリー化を促進するため、在宅の障がい者 に対しパソコンの使用方法等について支援を行うパソコンボラン ティアを養成するとともに、障がい者の個々の要望に応じボランテ ィアを派遣する。
県障がい者社会参加推進 センター運営事業	障がい者の社会参加を促進するため、障がい者関係団体で構成す る県障がい者社会参加推進センターを設置、運営する。

精神障がい者家族研修事業	精神障がい者に対する差別の解消と社会復帰への意欲の高揚を図るため、精神障がい者の家族や一般県民が一堂に会し、相互理解を深めながら精神障がいについての正しい知識の普及啓発を行う。
身体障害者補助犬給付事業	身体障がい者の自立や社会参加の促進に寄与するため、身体障害者補助犬を育成し、給付する。
奉仕員養成研修事業 (点訳・音訳)	聴覚障がい者や視覚障がい者の社会参加を支援する点訳奉仕員等身体障がい者奉仕員を養成する。
〔スポーツ・レクリエーション教室開催等事業〕	
県障がい者スポーツ大会 開催事業	障がい者の社会参加を促進するため、陸上、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング、水泳、ボッチャ、精神障がい者バレーボールを競技種目とする愛媛県障がい者スポーツ大会を開催する
障がい者スポーツ講習 事業	スポーツを通じて、身体障がい者の機能回復や健康増進を図るため、障がい者に適するスポーツのルール、実技等についての講習を行う。
障がい者スポーツ指導員 養成事業	障がい者スポーツの指導者を養成するため、障がい者スポーツ指導員の養成研修会を開催するとともに、各種研修会へ指導員を派遣する。
芸術・文化講座開催等事業 (視覚障がい者文化祭・一般 教養講座)	教養を高め、自立更生の意欲を助長するため、視覚障がい者文化祭や一般教養講座を開催する。
【特別支援事業】	
意思疎通支援従事者 資質向上特別支援事業	意思疎通支援従事者の養成に関する講師を育成するために、研修会の参加費用を助成する。
視覚障害者移動支援事業 従事者資質向上特別支援事業	視覚障がい者移動支援事業従事者の資質向上のために、研修会の参加費用を助成する。